

## 仕様書

### 1 業務目的

地球温暖化対策に関心を持ち、取り組める県民の裾野を広げるため、名古屋グランパスと連携した普及・啓発事業を実施し、若者世代や地球温暖化対策に関心の低い者を始めとした多様な主体の意識改革・行動変容を促す。

### 2 業務名称

令和8年度名古屋グランパスとの連携による地球温暖化対策普及啓発事業

### 3 各事業の目的及び内容

#### (1)「カーボンニュートラル×スポーツ」特別ワークショップの実施

気候変動がスポーツに及ぼす影響等を学び、カーボンニュートラルの実現に向け、名古屋グランパス（以下「グランパス」という。）・自治体・若者が連携して実施する取組を考えるワークショップを行う。

#### ア 事業目的

- ・参加者に気候変動による身近な影響（スポーツの受ける影響等）を学んでもらうことで、意識改革・行動変容を促す。
- ・多様な主体（事業者、自治体、若者）が連携し、これまで以上に効果的な事業を実施するためのきっかけづくりを行う。
- ・本事業の成果を発信することにより、同世代の若者に意識改革・行動変容を呼びかける。

#### イ 事業内容

##### (ア)ワークショップの実施(実施時期:1月頃(予定))・ワークショップ実施に向けた事前学習の実施

グランパス・自治体・若者が連携して実施する、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を考えるワークショップを実施する。

また、ワークショップの実施に必要な基礎知識について学習する機会として、事前学習を実施する。事前学習においては、以下①及び②を内容に含む。

##### ①講義

気候変動がスポーツに及ぼす影響、県やグランパス等の様々な主体が実施するカーボンニュートラルの実現に向けた取組等に関する講義を実施する。

##### ②グランパス事業の見学等の実施

グランパスのホームスタジアム等の事業見学や施設見学等を通じ、グランパスにおける地域連携の取組等について学ぶ事業を実施する。

#### (運営全般について)

- ・運営マニュアルを作成すること。
- ・参加者に対し、十分なフォローアップを実施すること。

#### (ファシリテーター・講師について)

- ・ワークショップの効果的実施に向け、ファシリテーター・講師を配置すること。  
なお、ファシリテーター等は県及びグランパスと協議の上、最終決定する。
- ・ファシリテーター等への謝金及び旅費の支払いを行うこと。

#### (会場確保等について)

- ・会場等の確保、会場利用に係る関係者との調整や申請等に関わる一切の手続きを行うとともに、必要な機材、消耗品等の手配やそれに伴う支払いを行うこと。

#### (参加者・見学者の募集等について)

- ・参加者として、県内在住の高校生、大学生、大学院生、専門学校生又は県内の高校、大学（大学院含む。）、専門学校に在学する30名程度を公募により募集すること。
- ・参加者の募集は、7月10日（金）までに開始し、8月31日（月）までに応募を締め切ることとし、応募者確保に向け、関係先へ働きかけなどを行うこと。  
応募期限内に参加者が集まらないことが見込まれる場合、県と対策を協議すること。
- ・応募多数の場合、県と協議の上、参加者を決定すること。
- ・参加者決定後は、参加者に対して必要な連絡調整を行うこと。
- ・今後連携を検討する自治体、学校、事業者等（20名を上限）を合わせて募集し、事業を見学させること。

#### (当日運営について)

- ・事前学習及びワークショップ当日の資材搬入・設営・運営・撤去を行うこと。

### (イ)テキストの作成

事前学習に使用するテキスト（100冊）を作成するほか、内容を小学生向けに編集したテキスト（13,000冊）を作成し、県内小学校約200校に配布する。

- ・事前学習用テキストは、10ページ程度、カラー、マットコート紙、A4判縦で作成すること。
- ・小学生向けテキスト（事前学習用テキストを小学生向けに編集したもの）は、10ページ程度、カラー、マットコート紙、A4判縦で作成すること。
- ・事前学習用テキスト及び小学生向けテキストは、8月31日（月）までに印刷を完了すること。
- ・テキストの掲載内容及び構成は、県及びグランパスと協議の上、決定すること。
- ・小学生向けテキストは、県が用意する一覧（県内200校程度）あてに配布すること。
- ・テキストの残部については、県に納品すること。

### (ウ) マスコミ媒体、SNS等を活用した広報活動の実施

本事業の成果等をPRするための情報発信を実施する。イベント周知や成果等については、グランパスのウェブサイトやSNS等を活用して、広く発信する。

### (2) イベントへのブース出展の企画・運営等の実施

県とグランパスが共同して、地球温暖化に対する身近な取組を呼びかけるイベントブース※の出展に関する企画・運営等の業務を行う。

#### ※出展予定のブース内容

	県（または市町村）主催イベントブース	グランパス主催試合イベントブース
主な対象	商業施設や市町村イベントに訪れる 親子連れ	豊田スタジアム等来場者 (試合の観客)
想定来場者数	約 500 人/回	約 3 万人/回
場 所	商業施設（イオンモール等）や 市町村イベント会場	豊田スタジアム等
時期及び回数	2回 (①2026年10月末、②2027年2月頃)	2回 (①2026年8月頃、②2026年12月初旬頃)

#### ア 事業目的

グランパスとの共同ブース出展を通じて施設来館者等やグランパスホームゲーム来場者に対して、地球温暖化対策に関する意識改革・行動変容を促す。

#### イ 事業内容

##### (ア) グランパス主催試合イベントブースへの出展(2回)に係る企画・運営

地球温暖化対策の普及啓発に効果的なイベントを企画・運営する。

##### (企画・運営全般について)

- ・ イベント運営マニュアルを作成すること。
- ・ 具体的な会場利用計画・図面・レイアウト等の作成を行うこと。
- ・ ブース配布用のノベルティは、別途県が提供するものを活用すること。  
なお、配布方法等については、県と協議の上、決定する。

##### (会場の確保等について)

- ・ 会場等の確保、会場利用に係る関係者との調整や申請等に関わる一切の手続きを行うとともに、必要な機材、消耗品等の手配やそれに伴う支払い（ブース出展料は除く。）を行うこと。
- ・ 実施場所が屋外の場合はテントを設置すること。

##### (当日の運営について)

- ・ 資材運搬・運営・管理・撤去を行うこと。
- ・ イベント開催に当たり、安全対策を万全に講ずるとともに、県と調整の上、その指示に従うこと。
- ・ 実施場所の利用規約等に従い、イベントを実施するため、関係者と十分に調整を行うこと。

**(イ) 県(または市町村)主催イベントブース(2回)におけるグランパスのマスコットキャラクターの手配**

グランパスマスコットキャラクターを手配し、必要な費用を支払う。

**(ウ) 普及・啓発チラシ等の作成**

ブース(県(または市町村)主催イベントブース(2回)及びグランパス主催試合イベントブース(2回))配布用として、地球温暖化対策の取組を呼びかける効果的なチラシ等をデザインし、作成(11,000部)する。

**(エ) マスコミ媒体、SNS等を活用した広報活動の実施**

本事業の成果等をPRするための情報発信を実施する。イベント周知や成果等については、グランパスのウェブサイトやSNS等を活用して、広く発信する。

**(3) 普及・啓発動画の作成事業の実施**

グランパスの選手やマスコットキャラクターが登場する地球温暖化対策の取組に関する一般向けの普及・啓発動画を作成する。

**ア 事業目的**

地球温暖化対策の取組に関する動画を作成して、イベント等で広く発信することで、多様な主体の意識改革・行動変容を促す。

**イ 事業内容**

**(ア) 動画の企画・構成・編集**

グランパスの選手やマスコットキャラクターが地球温暖化対策の取組を呼びかける動画を作成する。

- ・作成する動画は、1分程度で3種類とすること。
- ・3種類のうち、グランパスの選手を起用するものを1種類以上、グランパスマスコットキャラクターを起用するものを1種類以上作成すること。
- ・ブース出展、市町村イベント、ストップ温暖化教室、エコアップ大作戦、本県及びグランパスWebサイト、SNS等で活用できるものとする。
- ・動画のテーマ等については、県及びグランパスと協議の上、決定すること。

**(イ) 映像素材の調達・映像撮影**

- ・機材の確保、撮影地の調整及び費用の支払を含むものとする。
- ・マスコット起用に係る経費の支払いを行うこと(選手起用に係る支払いは不要)。

**4 業務の進捗管理**

(1) 企画提案等に基づき、別紙「事業スケジュール」を基に、県と調整の上、契約締結後速やかに事業実施計画を作成し、県の確認を受けること。

なお、開催時期や場所等は、グランパスの試合日程等により変更する可能性があるため、詳細は県と調整の上、決定すること。

- (2) 本事業の実施に当たり、事業の内容、進捗状況等について定期的に県と打合せ、報告を行うこと。

## 5 報告書の作成

事業成果等を記載した報告書を作成し、県へ提出すること。(3月15日(月)まで)

## 6 完了検査

受託者は、すべての業務完了後、業務完了届に実績報告書を添付し、検査を受けるものとする。

## 7 成果物等

上記業務の実施の結果として、成果物を以下のとおり納入し、県の確認を受けること。

<成果物一覧>

成果物名	納入方法	納入先等	納入期日等
事前学習用・小学生向けテキスト	デザイン電子データ※ <sup>1</sup>	地球温暖化対策課	2026年 8月31日(月)
	印刷物(事前学習用) 100部	県が指定する場所	8月31日(月)までに印刷し、県が指定する日までに納入すること。
	印刷物(小学生向け) 13,000部		
普及・啓発チラシ	デザイン電子データ※ <sup>1</sup>	地球温暖化対策課	県が指定する日
	印刷物 11,000部	イベント会場	イベント実施日
普及・啓発動画	電子データ(一般的な動画形式(mov、mp4等))	地球温暖化対策課	2027年 1月29日(金)
実績報告書	紙媒体1部及び電子データ※ <sup>2</sup>	地球温暖化対策課	2027年 3月15日(月)

※<sup>1</sup> Word、Excel、PowerPoint、またはPDF、及び使用したイラスト・画像等のpng並びにaiデータ

※<sup>2</sup> Word、Excel、PowerPoint、またはPDF

## 8 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、環境に配慮した内容とすること。
- (2) 本業務において、ノベルティの製作は認められないため、注意すること。
- (3) 業務全般において、他者の著作権等、知的所有権を侵害することのないよう十分に配慮し、許諾等が必要な場合は受託事業者の責任によって手続きを行うこと。
- (4) 本業務により作成する一切の成果物の権利は、全て県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、都度県と協議すること。